によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［略］

α　当該年度の前10年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前９年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前７年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成21年度から平成30年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前５年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは11以上15以下の整数）

1.1－（ｎ－10）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは10以上14以下の整数）

1.1－（ｎ－９）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは８以上12以下の整数）

1.1－（ｎ－７）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から平成30年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは６以上10以下の整数）

1.1－（ｎ－５）×0.2

［２～６　略］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［略］

２　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村くの分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては、当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては、当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては、第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

一　人口

第五条第一項の表中一の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の

によつて算定した基準財政収入額を超える額の合算額

［同左］

α　当該年度の前10年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間（合併新法を適用する合併のうち平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該年度の前９年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該年度の前７年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間、平成21年度から平成29年度までの間に行われた場合にあつては当該年度の前５年度の４月１日から当該年度の４月１日までの間）において合併を行つた場合

1.0

合併新法を適用する以外の合併が行われた場合で当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは11以上15以下の整数）

1.1－（ｎ－10）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成17年度又は平成18年度に行われた場合であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは10以上14以下の整数）

1.1－（ｎ－９）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成19年度又は平成20年度に行われた場合であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは８以上12以下の整数）

1.1－（ｎ－７）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から平成29年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは６以上10以下の整数）

1.1－（ｎ－５）×0.2

［２～６　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［同上］

２　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村くの分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては、当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては、当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては、第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

一　人口

第五条第一項の表中一の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の